

第2節 温泉の保護と利用

第1項 温泉の資源保護

1 温泉の現況

(1) 大分県の温泉の現況

本県は平成19年3月末現在16市町村において温泉がゆう出しており、平成18年3月末における源泉総数は5,081孔、ゆう出量は312,859ℓ／分であり、ともに全国第1位である。

温泉の多い市町村としては別府市、由布市、九重町、大分市等が挙げられる。

全国及び大分県の状況は、次の表のとおりである。

〈全国の状況〉

●源泉数の上位5都道府県 (平成17年度)

源 泉 数	
大 分 県	5,081孔
鹿 児 島 県	2,835
静 岡 県	2,281
北 海 道	2,248
熊 本 県	1,420

●湧出量の上位5都道府県 (平成17年度)

ゆ う 出 量	
大 分 県	312,859ℓ／分
北 海 道	274,601
鹿 児 島 県	198,642
青 森 県	164,490
熊 本 県	144,174

〈大分県の状況〉

●源泉数の上位5市町村 (平成17年度)

源 泉 数	
別 府 市	2,914孔
由 布 市	1,026
九 重 町	402
大 分 市	229
日 田 市	161

●湧出量の上位5市町村

(平成17年度)

ゆ う 出 量	
別 府 市	105,415ℓ／分
九 重 町	92,666
由 布 市	57,128
大 分 市	18,206
日 田 市	14,297

(2) 温泉の多目的利用

本県の温泉は、古くから浴用を中心に、疾病等の治療手段や観光資源として利用されてきたが、近年では、クリーンエネルギーとしても注目されており、温泉熱を利用した暖房、施設園芸、養魚、地熱発電等の産業面にも幅広く利用されるようになった。

特に、地熱発電については利用が進んでおり、日本の総出力約53万KWのおよそ28%にあたる約15万KWの発電が行われており、全国一となっている。

2 温泉の行政処分状況

(1) 温泉掘さく等の許可

温泉の掘さく等の行為に際しては、温泉法に基づく許可申請を行い知事の許可を受けなければならない。

大分県では学識経験者等で構成される「大分県環境審議会温泉部会」(年6回開催)に温泉掘さく等の許可申請を諮り、その答申に基づき許可等の行政処分を行っている。

本県における温泉掘さく等の許可件数は、次の表のとおりである。

●温泉掘さく等許可状況

(件)

年度／区分	掘さく	増掘	動力	計
平成12年度	76	3	58	137
平成13年度	77	1	37	115
平成14年度	61	2	47	110
平成15年度	75	3	31	109
平成16年度	96	3	58	157
平成17年度	66	1	48	115
平成18年度	87	6	85	178

また、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合についても、知事（大分市にあっては大分市長）の許可を必要とするが、平成18年度は、浴用82件、飲用7件の合計89件について許可した。

(2) 温泉利用状況調査

温泉の公共利用許可を受けた者は、温泉法第18条の規定により温泉の成分等について施設内に掲示しなければならないこととなっており、温泉の適正な利用を図るため、温泉法第35条に基づき各県民保健福祉センター等の職員が管内の施設を対象に立入検査を実施し、所要の指導を行っている。

(3) 温泉掘さく等の許可の有効期間

温泉の掘さく等には許可が必要であるが、許可後は、速やかに工事を実施して温泉をゆう出せしめ、それぞれの許可申請の目的にしたがってその利用を具体化することが望ましい。

なお、温泉法の一部改正により、平成14年4月1日以降の許可については、有効期間が許可の日から起算して2年と定められた。

ただし、災害その他やむを得ない理由により当該許可の有効期間内に完了しないと見込まれるときは、申請により1回に限り2年を限度としてその有効期間を更新できる。

3 温泉資源の保護と適正な利用

(1) 温泉資源の保護

現在、大分県環境審議会温泉部会では審議基準を設定し、既存泉から一定の距離での掘さくを規制し、また別府市、由布市湯布院町の一部地域では、新規掘さくを禁止するなどして温泉資源の保護に努めている。

しかし、近年、掘削技術の進歩等により、今まで温泉が湧出していなかった地域でも温泉の掘さくが行われるようになるとともに、古くからの温泉地やその周辺地域では温泉の衰退化傾向がみられるところもでてきた。

温泉も有限な地下資源の一つであり、温泉利用がこのまま増大していくば、今後の利用に支障を生じることが憂慮され、未然に防止施策を講じる必要がある。

そのため、県では平成5年度から温泉地保全対策事業として、各温泉地の温泉ゆう出メカニズムの現況と推移を正確に把握・解析する科学的調査を実施し、温泉地の保全対策のための基礎資料を得ることとし、その調査結果に基づき保全対策を検討している。

平成5～6年度に由布市湯布院町湯平温泉、

平成7～8年度に竹田市直入町長湯温泉、平成9～10年度に宝泉寺温泉をはじめとする九重町南山田地区、さらに平成11～12年度には日田市天瀬町の天ヶ瀬温泉地周辺の調査を行った。

これらの調査結果に基づき、大分県環境審議会温泉部会では各温泉地における保全対策を検討した結果、平成9年7月から湯平温泉の一部を保護地域に、平成10年7月から長湯温泉を保護地域に、平成13年1月からは宝泉寺温泉を保護地域にそれぞれ指定し、温泉部会の審議基準を改正するなどして温泉資源の保護に努めている。

また、平成13年度から14年度にかけて「天ヶ瀬温泉保護対策検討委員会」を設置して、天ヶ瀬温泉の具体的な保護対策について検討を行い、平成15年6月に保護地域に指定した。

さらに、平成13年度からは、これら4地域を含む3市1町の9地域について、水位、泉温、湧出量等を定期的にモニタリングして温泉資源の現状を把握するとともに、これまでに実施してきた保護対策の効果を見守る目的で、温泉資源保護調査事業を開始した。また、平成17年度からは大分市も加えて10地域となった。この事業では、水位等の測定に関して地元市町村の協力を得るとともに、学識経験者等で構成する大分県温泉監視調査委員会を設置して、調査結果の解析、検討を行っている。

第2項 多目的利用と温泉地づくり

近年の都市化の進展、余暇時間の増大等を背景として、自然とのふれあいを求める声が高まっており、自然環境を積極的に活用した温泉地の育成が課題となっている。

特に、国民保養温泉地は、温泉の有する保養機能に加え、豊かな自然環境に恵まれていることから、温泉の保健的利用と自然とのふれあいを目的とした各種公共施設の整備が求められている。

このため、昭和60年に国民保養温泉地の指定を受けた鉄輪・明礬・柴石温泉のうち、特に自然環境に恵まれた柴石温泉について、国の「ふれあい・やすらぎ温泉地」の選定を受け、平成6年度から3か年計画で、溪流と温泉、自然環境に恵まれた健康保養の地として、自然ふれあい温泉館、露天風呂などの施設整備を図った。

大分県の温泉は日本一の源泉数を誇っているが、個人による利用が極めて多く、乱掘等による衰退化を防止するために、温泉の集中管理等の温泉の適正な利用を推進する必要がある。このため、21世紀の温泉利用に向け、長期的視野に立った温泉

の保護とその利用の適正を図る目的で、平成12年度に本県温泉行政の指針となる大分県温泉管理基本計画を策定した。

1 温泉に関する調査研究

(1) 大分県温泉調査研究会

「大分県温泉調査研究会」（事務局：景観自然室内）は、学識経験者、県及び温泉がゆう出している市町村等を会員として構成されており、昭和24年の発会以来、継続して県内の温泉のゆう出メカニズムや、温泉が心身に与える影響などを地球物理学、地質学、医学等の科学的見地に基づき研究している。

平成18年度は、次の11テーマについての調査研究を行った。

- 大分市街地温泉の化学成分濃度変化
- 慢性心不全患者の血管内皮機能に対する温泉浴の効果について
- 別府浜脇地区の沖積層ボーリングコア解析
－堆積相と炭素14年代値
- 温泉から河川への有用金属元素の流出－未利用温泉資源量に関する基礎調査と研究
- 温泉発見・開湯伝説から見た泉質と効能に関する予察的研究
- 運動浴を利用した生活習慣病予防の研究
- 別府地域直下マントルの地球科学的特徴を探る
- リチウム含有泉飲用によるメンタルヘルス改善効果と作用機序の検討
- Sr, Nd, Pb同位体組成を用いた由布岳・鶴見岳におけるマグマ生成の解明
- 九重連山の地球化学的研究
- 塚原噴気地帯における噴気活動の短周期時間変動特性

なお、平成17年度の調査研究の成果については、大分県温泉調査研究会報告第57号（平成18年7月発行）及び研究発表会（平成18年8月24日開催）で報告された。

(2) 大分県温泉調査報告

大分県内における温泉分析の登録分析機関である「大分県衛生環境研究センター」、「(社)大分県薬剤師会」、「株エスピーシーテクノ九州」及び「株住化分析センター大分事業所」が行った県内の温泉の分析結果について、平成17年度分をとりまとめて「大分県温泉調査報告第57号」として発行した。

第3節 自然とのふれあいの推進と適正な利用

1 自然公園指導員

近年、自然とのふれあいを求め、自然公園を利用する人が増加する中で、優れた自然環境の適正な保全を図っていくためには、法令による規制のほか、県民一人ひとりの自然に対する正しい理解と深い関心を養うことが重要である。そのため、本県では、県内の自然公園に環境省及び県の委嘱による119名の自然公園指導員を配置し、利用者に対して自然公園の適正な利用や事故の予防等を指導している。

平成18年11月21日に県委嘱及び国委嘱の自然公園指導員を対象として、環境省と合同で研修会を実施した。

2 普及啓発活動の推進

自然保護について普及啓発を図るため、以下の事業を実施した。

(1) 自然公園美化活動

「環境月間」中（6月1日～30日）の各種行事の一環として、くじゅう山開き（6月第

1日曜日）に合わせて、関係市町村にごみ袋を配布するなどして自然公園内の美化を呼びかけた。

8月第1日曜日を自然公園クリーンデーとして、自然公園内の美化に関する普及啓発活動に努めた。

(2) 親子でふれあう自然林調査事業

自然公園内の自然林について、現況や保護のための課題調査を、2つのNPOに委託した。調査箇所は、平成18年度が阿蘇くじゅう国立公園と日豊海岸国定公園、平成19年度が瀬戸内海国立公園と祖母傾国定公園である。

(3) 案内板の設置

自然公園と自然環境保全地域の周知と利用促進を目的として、区域等を示した案内板を設置している。平成18年度は、堂迫自然環境保全地域（日田市）と丸山自然環境保全地域（日田市）に設置した。

第4節 快適な地域環境の保全と創造

第1項 ゆとりある生活空間の保全と創造

1 都市環境の整備

近年の都市を取り巻く社会情勢の変化や、住民の生活環境に対する関心の高まりなどを背景に、安全・安心なまちづくりをはじめ、誰もが住みやすい居住環境の創造、魅力ある快適な都市空間の創出が求められている。このため、本県では、安全、快適で機能的な都市空間の創造を目的として、次のような事業を実施している。

(1) 街路事業

自動車、自転車、歩行者の安全で円滑な交通の確保だけでなく、電線類の地中化、幅の広い歩道の整備や植樹帯等の緑化による良好な都市環境の創出を目的として整備を進めている。

(2) 共生のまち整備事業

高齢者、障がいのある方、児童などすべての県民が、自立していきいきと生活し、社会・経済・文化その他のあらゆる分野の活動に参加して、人と人との交流が深まる共生社会を実現するため、社会活動への参加を妨げる行動面での障がいを取り除くことを目的に、県の設置又は管理する既存の公共施設のバリアフリー化を進めている。具体的には、①歩道の段差等の改良、②県有施設（建物、公園等）での多機能トイレ・スロープ設置などの改修、③交通環境（視覚障害者用音響信号機等）の整備を進めている。

2 都市公園の整備

(1) 都市公園等の現況

都市公園は、良好な景観、風致を備えた都市環境を形成し、コミュニティ意識の高揚や

安らぎのある環境の創造に寄与するものであり、地域住民が健康で快適な文化の香り高い生活を享受できるよう、ゆとりと潤いのある緑豊かな生活環境を形成するための施設である。

本県の都市公園の現況は、表4-1aのとおりである。

(2) 都市公園等の整備計画

緑豊かな潤いある都市の形成を一層促進するため、効果的かつ効率的に事業を進めている。

平成18年度の事業概要（補助事業）は表4-1bのとおりである。

(3) 「おおいたおすすめ和み空間」の選定

「ごみゼロおおいた作戦」の一環として、平成17年度特別枠予算で「おおいたおすすめ和み空間保全事業」を実施した。

大分県は、美しい海や川、美味しい空気や水、緑豊かな山々と自然環境に恵まれている。しかし、過疎化の進行や核家族化など生活形態の変化に伴い、県民が自然環境にふれあう機会も少なくなり、県民の環境保全意識が希薄となることが懸念される。

そこで、地域住民が子供の頃から身近に親しみ馴染んできた心和む自然環境で、次の世代へと守り継ぐべき共有の財産として環境保全グループによって保全されている空間を「おおいたおすすめ和み空間」として募集し、合併前の旧58市町村からそれぞれ一か所以上、計87カ所を選定した。（資料編 表 自然6）

87カ所の「おおいたおすすめ和み空間」

には、春や秋の遠足、夏休みの体験学習などに適したところが多数あり、大分県庁のホームページなどで自然環境の素晴らしさ、環境保全グループの活動状況などを広く県民に紹介することにより、環境保全意識が一層高まるとともに、「おおいたおすすめ和み空間」を通じた合併後の周辺部と中心部、さらに、都市部との交流が促進され、地域の活性化に繋がることが期待されている。

表4-1b 平成18年度の事業概要（補助事業）

都 市 名	事業主体	箇 所 数	箇 所 名
大 分 市	県	1	大分スポーツ公園
別 府 市	市	1	実相寺中央公園
中 津 市	市	1	大貞総合運動公園
日 田 市	市	1	亀山公園
佐 伯 市	市	1	佐伯市総合運動公園
臼 杵 市	市	1	臼杵市総合公園
杵 築 市	市	1	杵築市総合公園
計 (7市)		7箇所	

豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

表4-1a 大分県の都市公園現況

公園種別	住 区 基 幹 公 園						都 市 基 幹 公 園				大 規 模 公 園					
	街 区 公 園		近 隣 公 園		地 区 公 園		総 合 公 園		運 動 公 園		広 域 公 園		レ ク リ エ - シ ョ ン 都 市		風 致 公 園	
	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積
大 分 市	473	96.82	20	36.30	4	20.48	8	67.89	3	29.04	2	157.60	—	—	3	6.74
別 府 市	113	9.98	7	8.26	1	6.38	2	38.14	1	12.41	—	—	—	—	1	4.62
中 津 市	13	3.40	4	5.79	—	—	1	6.40	1	15.18	—	—	—	—	—	—
日 田 市	20	4.11	2	2.78	3	10.42	2	23.77	—	—	—	—	—	—	3	3.93
佐 伯 市	16	4.10	—	0.00	—	—	1	6.70	1	25.50	—	—	—	—	—	—
臼 杆 市	2	0.28	—	0.00	—	—	3	19.55	—	—	—	—	—	—	—	—
津 久 見 市	20	2.87	2	2.00	2	9.16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
竹 田 市	1	0.39	3	4.90	—	—	—	—	1	12.02	—	—	—	—	—	—
豊 後 高 田 市	6	1.47	1	2.10	1	8.40	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
杵 築 市	1	0.28	1	2.50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	5.17
宇 佐 市	7	2.02	1	1.14	1	12.29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
豊 後 大 野 市	4	1.36	—	—	—	—	1	10.46	—	—	—	—	—	—	—	—
由 布 市	8	1.35	—	—	1	5.89	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国 東 市	4	1.25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日 出 町	9	2.28	1	1.00	2	6.60	1	10.91	—	—	1	31.40	—	—	—	—
玖 珠 町	—	—	—	—	—	—	1	4.00	—	—	—	—	—	—	—	—
都 市 公 園 計	697	131.96	42	66.77	16	79.62	20	187.82	7	94.15	3	189.00	0	0	8	20.46

特定地区公園(カントリーパーク)

日田市(天瀬町)					1	6.70										
佐伯市(弥生町)					1	4.83										
竹田市(直入町)					1	6.20										
宇佐市(院内町)					1	13.00										
豊後大野市(緒方町)					1	18.10										
由布市(庄内町)					1	9.88										
国東市(国見町)					1	760										
小 計(カントリーパーク)					7	66.31										
大 分 県 計	680	131.96	42	66.77	23	145.93	20	187.82	7	94.15	3	189.00	0	0	8	20.46

面積単位:ha 1人当面積:m²[各小数点以下2桁表示](平成19年3月31日現在)

特 殊 公 園						緩 衡 緑 地		都 市 緑 地		廣 場 公 園		綠 道		都 市 公 園 合 計		都 計 内 合 計 (千人)	1 人 当 面 積 (m ²)	
動 植 物 園		歴 史 公 園		墓 園		箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積	
1	8.58	1	0.05	—	—	4	110.20	122	88.00	1	1.13	13	17.06	655	639.89	455	14.06	
—	—	—	—	—	—	1	0.94	—	—	—	—	2	1.66	128	82.39	122	6.75	
—	—	2	1.06	—	—	—	—	1	1.15	—	—	—	—	22	32.98	68	4.85	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30	45.01	53	8.49	
—	—	1	44.36	—	—	—	—	12	1.49	—	—	2	2.70	33	84.85	41	20.70	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	19.83	30	6.61	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24	14.03	18	7.79	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	17.31	9	19.23	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	11.97	15	7.98	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	7.95	22	3.61	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	15.45	46	3.36	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	11.82	14	8.44	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	7.24	24	3.02	
—	—	1	4.31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	5.56	5	11.12
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14	52.19	27	19.33	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	4.00	10	4.00	
1	8.58	5	49.78	0	0.00	5	111.14	135	90.64	1	1.13	17	21.42	957	1052.47	959	10.97	

															1	6.70	6	11.17
															1	4.83	7	6.90
															1	6.20	3	20.67
															1	13.00	5	26.00
															1	18.10	6	30.17
															1	9.88	9	10.98
															1	7.60	5	15.20
															7	66.31	41	16.17
1	8.58	5	49.78	0	0.00	5	111.14	135	90.64	1	1.13	17	21.42	964	1118.78	1000	11.19	

第2項 美しい景観の形成

1 都市計画の状況

都市計画法では、健康で文化的、機能的な都市生活を確保すると共に、土地の合理的な利用を図るため、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を都市計画区域として都道府県知事が指定することになっている。平成19年3月31日現在、本県において14市2町、面積約106千haの区域を都市計画として定めている。

2 市街地開発事業

市街地開発事業は、一定の地域について、総合的な計画に基づく宅地又は建築物の整備を公共施設等の整備と併せて行う面的な開発事業である。

土地区画整理事業は、その市街地開発事業の代表的事業であり、土地の区画形質の整形と公共施設の整備を一体的に行うことにより良好な宅地を造成し、健全な市街地として全体の土地利用の増進を図るものである。

本県の土地区画整理事業の実施地区は平成18年度末で56地区、面積2,945ha、実施済48地区、面積2,486ha、実施中8地区、面積459haである。また、人口集中の著しい市街地の周辺地域において、居住環境の優れた住宅地を供給することを目的とした新住宅市街地開発事業や、市街地の土地の高度利用と都市機能の更新をはかることを目的とした市街地開発事業が行われてきた。

第3項 身近な緑の保全と創造

1 環境緑化の推進

みどりは、多様な生命を育み、美しい景観の形成、県土の保全、水資源のかん養、レクリエーション・保健休養の場の提供など私たちの生活に欠かすことのできない重要な役割を果たしている。このみどりを県民共通の財産として次世代に引き継いでいかなければならぬ。このため、大分県環境緑化条例に基づき緑化基本計画を策定し、みどりの保全・造成、みどりの利用、県民総参加のみどりづくりを基本施策として、県民一体となった“みどり豊かな住みよい県土づくり”を推進している。

(1) 緑地の保全

ア 樹林、樹木の保全

鎮守の森など貴重な森林や昔から地域住民に慣れ親しまれてきた老樹、名木を特別保護樹林、特別保護樹木に指定し、その保護保全を図っている。

現在、県内で特別保護樹林は21ヵ所、特別保護樹木は61本であり、表4-3aのとおりである。

イ 緑地の保全

市街地及びその周辺地域の自然・緑地を乱開発等から守るために、県緑化地域に指定し、開発の届出を義務づけ緑化基準による計画的な緑化を指導している。またそれ以外の地域では、大規模開発の届出義務により自然環境と調和のとれた緑地の保全を図っている。

県緑化地域の指定状況は表4-3bのとおりである。

(2) 緑地の造成

ア 公共施設

都市及びその周辺地域にオープンスペースをもつ公共施設は住民の憩いの場やコミュニケーションの場となるため、積極的な緑化を行い、みどり豊かな公共施設の整備を推進している。

イ 住宅地、工場、事業所等

住宅地における緑化の推進を図るため緑化木の配布や緑化のPRに努めている。また工場や事業所の緑化は従業員の快適な職場環境を形成するだけでなく、地域住民にとっても騒音やほこりの抑制等重要な役割をもっていることから、積極的に緑化に努めるよう目標とすべき緑化率を定めている。

(3) 緑化思想の高揚

環境緑化を推進するために、緑化に対しての県民理解や意識醸成に取り組んでいる。

ア 環境緑化推進運動

3月と10月の強化月間やみどりの日（5月4日）、みどりの月間（4月15日～5月14日）に、環境緑化木の配布や緑の募金街頭キャンペーン、県内各地での緑化行事を行っている。

イ 緑化教育の推進

みどりの少年団活動の支援や学校林を活用した体験教育、緑化相談窓口の開設、緑

化技術の指導等を実施している。

(4) 緑化推進体制の整備

(社) 大分県緑化推進センター及び市町村等と連携を図りながら、県民総参加によるみどり豊かな住みよい県土づくりを目指し、その推進体制の整備を図っている。

第4項 身近な水辺の創造

1 河川空間の整備

河川は古来より人間の生活に密接にかかわり続け、その治水・利水機能の増進によって生活領域や生産活動を拡大させ、文化や国土の形成に大きな役割を果たしてきた。しかし近年、河川流域内の都市化の進展に伴い河川環境が著しく変化し、周辺環境と調和した憩いの場・安らぎの場としての河川空間の整備が期待が高まっている。このため、身近にふれあえる水辺を確保し、やすらぎを感じるうるおいのある水辺空間の創造を目的として、以下のような事業を展開している。

(1) 河川再生事業

大分市の中心地を流れる裏川において、市民公園や文化施設等の周辺環境と調和を図り景観に配慮した護岸や、利用面を考えた階段や散策路等、憩いの空間として利用できる河川として再生する事業を行っている。

(2) 海岸環境整備事業

快適な海岸利用の空間をつくるため、国東市の安岐海岸で海岸環境の整備を行っている。

2 海岸における親水空間の確保

誰もが利用しやすく、海とふれあえる海岸を目指し、親水性の高い護岸や遊歩道等の整備を別府港海岸（関ノ江地区）、国東港海岸（武蔵（藤本）地区）において行っている。

3 港湾における憩い空間の確保

港湾における自然環境を保全・再生・創造し、豊かで親しみのあるウォーターフロントを形成し、安らぎ・にぎわいのある港湾緑地の整備を大分港、別府港、臼杵港において行っている。

表4-3a 特別保護樹林・保護樹木の指定状況

(1) 特別保護樹林

(平成19年10月1日現在)

名 称	所 在	所 有	樹林の状況(主樹種)	指定年月日
熊野 権現の森	豊後高田市平野	熊野社	スギ, ウラジロ, カシ, ケヤキ, モチノキ	S 49. 3. 15
朝見神社の森	別府市朝見	朝見神社	スギ, カシ, クス, バクチノキ	S 49. 3. 15
觀海寺の森	別府市南立石觀海寺	佐藤保雄	コジイ	S 49. 3. 15
火男火壳神社の森	別府市鶴見	火男火壳神社	スギ, イチイガシ	S 49. 3. 15
柞原八幡宮の森	大分市大字上八幡	柞原八幡宮	スギ, ヒノキ, クス, モミジ	S 49. 3. 15
小野鶴八幡社の森	大分市大字小野鶴	小野鶴八幡社	スギ, イチョウ, モミ	S 49. 3. 15
春日神社の森	大分市大字勢家町	春日神社	クス, ケヤキ, エノキ, イヌマキ, ムクノキ	S 49. 3. 15
西寒多神社の森	大分市大字寒田	西寒多神社	ヒノキ, スギ, イチイガシ, オガタマノキ	S 49. 3. 15
日吉神社の森	大分市大字木田	日吉神社	ヒノキ, スギ, クス, モミ, カシ, シイ, ハゼ	S 49. 3. 15
鷹松神社の森	大分市大字高松	鷹松神社	クス, イチョウ, マキ	S 51. 3. 9
若宮八幡の森	佐伯市大字鶴望	若宮八幡宮	スギ, クス, ツガ, シイ	S 49. 3. 15
堅田八幡社の森	佐伯市大字長谷	堅田八幡社	シイ, カシ	S 50. 1. 7
八坂神社の森	佐伯市弥生大字江良	八坂神社	ハナガガシ, スギ, ヒノキ, マツ	S 51. 3. 9
健男社の森	豊後大野市緒方町上畑	健男社	スギ, ヒノキ, マツ	S 50. 1. 7
キンメイモウソウチクの森	臼杵市野津町大字王子	西山順一	キンメイモウソウチク	S 51. 7. 20
城原神社の森	竹田市大字米納	城原神社	スギ, イチョウ, モミジ, ケヤキ, クス, ヒノキ	S 49. 3. 15
宮園鎮座津江神社の森	日田市中津江村合瀬	津江神社	スギ	S 50. 1. 7
浦津江神社大杉の森	日田市上津江町川原	津江神社	スギ	S 51. 3. 9
法華寺のツバキ林	中津市大字福島	法華寺	ヤブツバキ	S 50. 1. 7
雲八幡神社の森	中津市耶馬渓町大字宮園	雲八幡神社	スギ	H 10. 3. 20
真玉八幡神社林	豊後高田市西真玉	真玉八幡神社	コジイ, イチイガシ	H 17. 12. 9
計	21カ所			

(2) 特別保護樹木

(平成19年10月1日現在)

樹木名	所在地	所 有	胸高又は根元周囲(cm)	樹高(m)	樹 齡	指定年月日	
クスノキ	豊後高田市新栄	算所区	760	23	500	S49.3.15	
フェニックス	豊後高田市吳崎	豊後高田市	200	12	63	S50.1.7	
イスノキ	杵築市大田白木原	白木神社	400	20	600	S50.1.7	
カキ	豊後高田市黒土	富山寿満	170	16	230	S50.1.7	
イチイガシ	国東市国見町赤根一円坊	赤根社	290	22	300	S51.3.9	
ケヤキ	国東市国東町大恩寺	文殊仙寺	565	30	1,000	S49.3.15	
クスノキ	国東市武藏町三井寺	椿八幡神社	790	22	950	S49.3.15	
イチヨウ	別府市大字内成	大野秀永	560	30	1,000	S49.3.15	
ツバキ	別府市大字東山	佐藤悟	100	3	200	S49.3.15	
シダレザクラ	別府市大字東山	安楽寺	126	10	80	S49.3.15	
ウスギモクセイ	別府市大字鉄輪	安波利一	182	10	200	S49.3.15	
クスノキ	大分市大字下戸次	楠木生八幡社	1,080	40	1,000	S49.3.15	
イチヨウ	大分市大字広内	円通寺	750	22	1,380	S49.3.15	
イヌマキ	大分市大字鶴崎	剣八幡宮	220	11	400	S49.3.15	
カゴノキ	大分市大字廻栖野	立川幸人	350	13	200	S53.3.22	
タブノキ	大分市大字佐野	白石昭	500	25	350	S61.4.11	
クスノキ	大分市大字久土	久土神社	400	20	600	H元.10.3	
トチノキ	大分市大字今市	高岩神社	641	36	1,200	S49.3.15	
ムクノキ	由布市挿間町鬼崎同尻	馬見塚義人	570	24	300	S50.1.7	
クスノキ	臼杵市大字井村	三島神社	720	25	600	S50.1.7	
アコウ	津久見市大字綱代	赤崎神社	360	12	500	S49.3.15	
ウバメガシ	津久見市大字中央町	宮本地区	220	9	400	S49.3.15	
タブノキ	津久見市大字津久見	谷川天満社	600	20	350	H14.1.8	
クスノキ	佐伯市船頭町	大分県	620	18	560	S49.3.15	
ビャクシン	佐伯市大字長良	真正寺	330	11	1,000	S49.3.15	
ミツウメ	佐伯市大字青山	高瀬精市	根元	103	3	180	S51.3.9
サザンカ	佐伯市弥生大字井崎	西還寺		175	14	380	S61.4.11
ナギ	佐伯市弥生大字床木	水無地区		204	16	390	S61.4.11
イチイガシ	佐伯市宇目大字木浦内	神崎神社		600	30	600	S50.1.7
ナギ	豊後大野市三重町上田原	御手洗神社		680	15	1,000	H14.1.8
ナツメ	臼杵市野津町大字野津市	原高節		185	8	400	S50.1.7
ヤマモモ	臼杵市野津町大字八里合	正光寺		370	15	400	S51.3.9
イチイガシ	豊後大野市清川町左右知	羽田野富士正		1,200	20	1,000	S49.3.15
ムクノキ	竹田市大字会々	竹田市		470	30	350	S51.3.9
イチヨウ	竹田市荻町新藤	荻神社		920	35	300	S49.3.15
ツクバネガシ	竹田市久住町大字久住	戸坂アヤメ		210	11	300	S51.3.9
イチイガシ	竹田市大字植木	六柱神社		480	25	250	S53.3.22
カヤ	九重町大字菅原	佐藤良作	根元	630	20	1,200	S49.3.15
イチヨウ	玖珠町大字大田	長尾嘉人		1,100	23	900	S49.3.15
マツ	日田市隈町2丁目	八坂神社		185	5	500	S49.3.15
カイドウ	日田市大字鶴河内	梶原英司		130	6.6	200	S50.1.7
クスノキ	日田市大字西有田	大行寺八幡宮		440	28	1,060	S50.1.7
イチヨウ	日田市天瀬町馬原	穴井登士太		530	36	1,000	S49.3.15
ムクノキ	日田市上津江町川原	伊藤光雄		1,000	20	不明	H元.10.3
イチヨウ	中津市大字金谷森の丁	貴船神社		420	31	250	S49.3.15
クス	中津市大字大貞	薦神社		1,340	36.5	1,000	S49.3.15
スギ	中津市本耶馬渓町	羅漢寺		610	40	380	S50.1.7
シダレザクラ	中津市耶馬渓町大字深耶馬	光円寺		260	10	350	H10.3.20
スギ	中津市山国町	諏訪神社		739	58	500	S50.1.7
イヌマキ	宇佐市大字下麻生	宇佐市		354	17	400	S50.1.7
クロガネモチ	宇佐市大字下高家	高家神社		340	15	350	S51.3.9
ソテツ	宇佐市大字上乙女	宇佐市	根元	600	5	554	S53.3.22
イチヨウ	宇佐市院内町西椎屋	西椎屋神社		1,120	34	1,600	S49.3.15
スギ(右)	宇佐市院内町斎藤	藤群神社		590	31	400	H14.1.8
スギ(左)	"	"		660	32	"	"
ツバキ	日田市大字高瀬	高瀬秋吉		203	9.5	350	H15.2.18
クロマツ	宇佐市大字住江	貴船神社		280	11.5	300	H15.4.25
オンツツジ(北)	豊後大野市朝地町上尾塚	田部芳子	根元	150	7	200	H15.7.29
オンツツジ(南)	"	田部勇	根元	122	7	"	"
ムクノキ	国東市国見町赤根	古幡社		427	7.5	300	H18.3.14
ケンポナシ	国東市国見町赤根	古幡社		208	22.5	200	"
計	61本						

表4-3b 県緑化地域の指定状況

(平成19年10月1日現在)

区分	指定地域	指定面積	指定地域の範囲	指定年月日
別府地域	明ばん鉄輪地域	130ha	別府市の明ばん、鉄輪温泉地帯背後の丘陵山地の地域	S 49.3.15
	野田地域	150	別府市の亀川地区背後の貴船城を中心とした丘陵山地の地域	S 49.3.15
	海岸地域	330	東別府から亀川に至る国道10号線より別府湾ぞいの地域	S 49.3.15
	計	610		
佐伯地域	佐伯中部地域	620	番匠川、中江川及び日豊本線に囲まれた地域	S 62.4.7
合計	4地域	1,230		

4 農村の環境保全対策

平成13年度に土地改良法（昭和24年法律第195号）の改正がなされ、田園環境整備マスター・プランに基づく環境との調和に配慮した事業の推進が定められた。

事業を実施する市町村では「環境創造区域」（自然と共生する環境を創造する区域）と「環境配慮区域」（工事の実施に当たり、環境に与える影響の緩和を図るなど環境に配慮する区域）とに区分し、事業計画との整合を図るよう求めている。平成18年度までに、18市町村中17市町村において本マスター・プランを作成している。

また、農村地域における環境の実態を把握するため、平成13年度から「田んぼの生きもの調査（水田周辺地域の生物調査）」を実施している。18年度までに全振興局において、7～8月に水田周辺地域の用排水路に生息する魚類、蛙の生息状況を調査し、毎年オイカワ、アブラハヤ、ドンコ、アマガエル等の多様な水生生物が確認された。

さらに、平成14年度から「大分県水田生態系工学検討委員会」を設置し、地域環境の変化に対し、生態系の保護（生きもの引越し大作戦）、工事の工法、保全施設規模・配置等の検討を行うため、竹田市の平田・竹田北部地区（経営体育成基盤整備事業）で生態系配慮工法のモニタリングを実施し、平成17年度に成果をとりまとめた。

農業の近代化を図るとともに、農村の生活環境を整備し農村在住者の福祉の向上を図るために、ほ場整備、農道、農業用水路などの農業生産基盤の整備と併せて、集落道・水路・農村公園、コミュニティ施設など生活環境基盤の整備を総合的に行う事業を実施している。

その実施状況は次のとおりである。

①農村総合整備事業

農村総合整備モデル事業 3地区 (H8～)
田園空間整備事業 1地区 (H13～)

②農村振興総合整備事業（県営）

6地区 (H5～)
農村振興総合整備事業（団体営）
1地区 (H13～)

③中山間総合整備事業

中山間地域総合整備事業 22地区 (H9～)
里地棚田保全整備事業 3地区 (H16～)
農地環境整備事業 1地区 (H15～)

第5項 農山漁村の持つ多面的な機能の維持・再生

本県では、生産条件の不利な中山間地域が耕地面積の7割を占め、高齢化や担い手不足により耕作放棄地の増加や、それに伴う、水源涵養、洪水の防止や生態系の保全などの多面的機能の低下が懸念されることから、中山間地域等直接支払交付金を積極的に活用し、農地の適切な管理・保全に努めている。

同制度は平成17年度から第2期（平成17～21年度）に入り、従来の農地等の保全管理に加え、豊後大野市三重町金田地区では営農を担う農事組合法人「ゴールドファーマー」を設立し、米・麦・大豆を中心に機械の共同利用や法人への農作業委託による農地の集約を進め、一集落一農場を目指している。また、中津市山国町市平地区では獣害から農地全体を守る防護柵の設置を図るなど、県内各地で将来に向けた農業生産活動が積極的に進められている。

第6項 歴史的・文化的遺産の保全と活用

1 文化財の保護

(1) 文化財の現況

文化財は、従来、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物（史跡・名勝・天然記念物）・伝統的建造物群・埋蔵文化財の6種類に分かれていたが、平成17年度に文化財保護法の一部改正により新たに文化的景観が加えられた。このうち、記念物及び文化的景観は自然環境と密接な関わりを持つ。文化的景観については現在県内に選定を受けた地域はないが、記念物についての指定状況は、表4-6aに示すとおりである。また、県下における国指定及び県指定の文化財件数は、表4-6bに示すとおりである。

(2) 平成18年度に実施した記念物に対する文化財保護対策

平成18年度の記念物に関する保護事業は、調査・指定・保存修理・環境整備・土地公有化があり、自然環境保全施策と密接な連携を図りながら実施した。

表4-6 a 記念物の指定状況

(史 跡)

分 類	国 指 定	県 指 定
貝塚・集落跡・古墳など	17	38
城跡など	3	4
社寺跡・祭祀信仰遺跡など	11	31
教育・学術・文化施設など	1	1
交通・治水・生産施設など		9
墳墓及び碑	2	11
旧宅など	3	1
計	37	95

ア

調査

特別天然記念物カモシカの通常調査（大分県；生息状況・生息環境・食害状況等の概況調査）を実施した。

イ

指定

国指定史跡として大友氏遺跡（大分市）、三浦梅園旧宅（国東市）の追加指定がなされた。

ウ

保存修理及び環境整備

国指定史跡三浦梅園旧宅（国東市）、同岡城跡（竹田市）、同 緒方宮迫東石仏・緒方宮迫西石仏（豊後大野市）、同 咸宜園跡（日田市）、同 宇佐神宮境内（宇佐市）及び国選定重要伝統的建造物群保存地区日田市豆田町並びに有形文化財木造金剛力士像（宇佐市）の保存修理、環境整備等を実施した。

エ

土地の公有化

大友氏遺跡（大分市）の土地公有化を行った。

(平19年4月1日現在)

(名 勝)

分 類	国 指 定	県 指 定
公園・庭園		4
峡谷・瀑布・溪流		2
山岳・丘陵	1	2
計	1	8

(天然記念物)

分 類	国 指 定	県 指 定
動物（生息地を含む）	5	6
植物（群落・自生地を含む）	9	66
地質・鉱物	6	6
計	20	78

表4-6 b 国・県指定文化財件数（選定含む）

(平19年4月1日現在)

国 指 定	県 指 定	合 計		
重要文化財(国宝4含む)	78	有形文化財	452	530
重要無形文化財	1	無形文化財	2	3
重要有形民俗文化財	4	有形民俗文化財	13	17
重要無形民俗文化財	6	無形民俗文化財	46	52
史 跡(特別史跡1含む)	37	史 跡	95	132
名 勝	1	名 勝	8	9
天然記念物(特別天然記念物2含む)	20	天然記念物	78	98
重要伝統的建造物群保存地区(選定)	1			1
合 計	148	合 計	694	842